

諫早労働基準監督署発表
令和7年3月17日(月)

担当	諫早労働基準監督署 署長 樽見 啓介 〇監督課長 八木 徹 電話 0957-26-3310
----	--

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかった疑い～

諫早労働基準監督署(署長 樽見 啓介)は、本日、有限会社多良見商事及び同社の代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで諫早区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年7月、長崎県諫早市内において同社の労働者が負傷した労働災害について、労働者死傷病報告を諫早労働基準監督署長に遅滞なく提出しなかった疑い(「労災かくし」)

1 被疑者

- (1) 有限会社多良見商事
所在地: 長崎県諫早市多良見町
事業内容: 砕石運搬業
- (2) 代表取締役 A (男性)

2 違反条文

被疑者有限会社多良見商事、被疑者Aともに、いずれも労働安全衛生法違反
同法第100条第1項(報告等)
労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)
同法第120条第5号(罰則)
同法第122条(両罰規定)

3 被疑内容

被疑者Aは、諫早市内の採石場で令和6年7月に発生した被疑会社の労働者B(男性)の休業4日以上労働災害について、遅滞なく諫早労働基準監督署長に労

働者死傷病報告書を提出しなかったものです。

なお、同報告書は、災害発生日から5か月余り経過した後に提出されました。

4 その他参考事項

労働安全衛生法第100条第1項（労働安全衛生規則第97条）の規定は、事業者が、その使用する労働者が業務上の負傷等により、4日以上休業したときは、所轄労働基準監督署長あてに「労働者死傷病報告」（様式第23号）を提出する義務を課しています。

同法が事業者はこの報告の提出を義務付けているのは、労働基準監督署が当該報告により、労働災害の発生要因等を一早く把握、分析し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、事後の労働基準行政の推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策にとって極めて重要です。

以上を踏まえ、これまで当署は、労災かくし事案について司法処分を含め、厳正に対処してきたところであり、今後も同様に対処していく方針です。

なお、長崎労働局管内において平成31年度（令和元年度）以降に送致した労災かくし事案は、本件を含めて12件（うち諫早労働基準監督署2件）となります。

【参照条文】

労働安全衛生法

(報告等)

第100条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第二項から第三項 略)

(罰則)

第120条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第四号 略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

(第六号 略)

(両罰規定)

第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(第2項 略)